

第十六回 参議院文部委員会會議録第五号

(三七)

昭和二十八年七月九日(木曜日)午後二時五分開会

委員の異動

七月八日委員湯山勇君辞任につき、その補欠として高田なほ子君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 川村 松助君
理事 木村 守江君
高木 正夫君
荒木正三郎君
八木 秀次君

委員

大谷 實雄君
大谷 亨弘君
谷口弥三郎君
吉田 萬次君
高橋 道男君
安部キミ子君
相馬 助治君
深川タマエ君
長谷部ひろ君

國務大臣

文部大臣 大達 茂雄君

政府委員

文部省初等中等教育局長 田中 義男君
文部省大学学術局長 稲田 清助君

事務局側

一常任委員 竹内 敏夫君
一常任委員 会専門員 工業 英司君
一常任委員 会専門員

本日の會議に付した事件
○教育文化及び學術に關する一般調査の件
(文部行政の基本方針に關する件)

○委員長(川村松助君) 只今から文部委員會を開会いたします。

先般大達文部大臣から文教政策の基本方針について説明を伺いました。これに對する質疑を行うことといたします。質疑は理事會におきましては今日明日の二回に亘つて行われることになりました。つきましては質疑をなさるかたは順次御質疑を願います。

○荒木正三郎君 先日、文部委員會におきまして大達文相の教育政策についてその基本的な問題について我々お聞きしたのであります。その一つは道徳教育の振興の問題でございます。文相は道徳教育の振興の根本は愛國心にある。而もこの愛國心を要請するためには歴史教育、地理教育を復活しなければならぬ。こういう趣旨のことを述べられておられるのでございますが、愛國心のことにつきましては、文相が、かつて軍國主義、帝國主義の華やかな時代に、當時の指導的な立場におられたかたでございませう。こういう文相の口からこの問題が出ることに付いては、私も相當関心を持つておるところであります。従つて先ずこの問題についてお伺いしたいのであります。申すまでもなく日本の國民として愛國心を否定するものは恐らく私はないと思ひます。

す。私達の生まれた祖國を愛するといふことは八千四百万の國民がひとしく持つてゐるところでございませう。併しこの愛國心といふものは端的に表現すれば私どもは自分の住んでゐるこの國が憲法に規定してあるような事柄が實現されて、そして平和な日本として、或いは文化の香りの高い日本として、或いは憲法に規定してゐるような個人的人権が守られてゐるような、そういう日本にしたい。こういうところに私はあるのじやないかというふうに考へております。従つて私も愛國心といふ問題を考へる場合には我が國の憲法といふものは非常な意味を持つてゐるのじやないか、そしてこの愛國心は憲法から根ざして来なければ本當に明かき健全な愛國心として成長して行かないんじやないか、こういうふうな考へを持つておるわけでありませう。ところが文部大臣は愛國心を要請した場合は、そのためには歴史、地理の教育をやりたいといふことは少し視野が狭すぎるのじやないか、こういう感じを持つてゐるわけでありませう。又この愛國心といふのはこういう歴史、地理教育とも関係はないとは私は申しませんが、併しもつと広く憲法との關係を考へますとき、政治経済と深い關係があると思ひます。むしろ私どもは愛國心といふ問題は政治家としてはみづから顧みて政治をよくして行くといふ点から出發しなければならぬ問題だと思ひます。これを單に國民に強いるとか教職員に要請するとかいふ問題じやなしに、みづから政治家としては政治のあり方についてつとつと深く反省をして、その上に立つてこの問題を考へて行くべき性質のものではないかというふうに考へておるわけでありませう。そういう意味において教育だけにこの問題を求めるのではなくて、更に政治経済との關係において文相はどう考へておるかということが一つ。斷それから我が國の憲法に謳つてある個人的基本的人権、そういうものを實現して行くのに、この道義の高揚と言ひ愛國心の高揚といふものが必然的に生まれて来ると考へておるのであります。が、こういう点についてどういふ見解を持つておられるかお聞きしたいと思ひます。

○國務大臣(大達茂雄君) 社會を形造つておるそれ／＼の人がその立場その職分を立派に行なつて行くという、これが結局國を、立派な國を運営し又健全な社會が實現するゆゑんであらうと思ひます。従つて政治の面におきましても經濟の面におきましても、それぞれ最善を尽くしてこの立派な國、立派な社會ができるように貢獻することが愛國心の現われであらうと思ひます。その点は今お述べになりました点と同感であります。それから憲法に謳つてありますやうな、憲法が目標としておる立派な國を建設して行く、個人の尊嚴が尊重され又高度の文化の榮える民主的社會といふものは作り上げられる、こういうことに國民の愛國心の目標がなければならぬ、この点も同感です。

○荒木正三郎君 そこで私はこの具体的な問題についてお伺いしたいのであります。私たちがこの日本が明るくなるために個人的基本的人権が尊重されるということは非常に重要な問題であると思ひます。道義の高揚と申しましたが、そういう点が根本的な問題になつて行くといふふうに考へるわけでありませうが、最近教育界に現われております問題の一つといたしまして、この教職員の思想調査の問題が起つております。これは私から申し上げるまでもなく憲法第十九条に「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない」といふことがございませうが、その問題に關連をいたしました教職員の思想調査が行われたといふことは、この憲法の精神からみて、これは由々しい問題であると思ひます。これは由々しい問題であると思ひます。最近山口大学におきまして経済學部長の柴田敏氏が教授、助教授にいたしました書籍の内容をみますと、これは明らかに思想調査を目的としておるといふことが窺えるのであります。この問題は文部大臣は御存じであるかどうかが知りませんが、こういう思想調査が行われておるといふことと對しまして文部大臣の考へをお聞きしておきたいと思ひます。

○國務大臣(大達茂雄君) 山口県の教授の思想調査が行われておる。この問題はこちからはわかつておりませんが、たゞ今お話になりました學術の研究、或いは思想の自由、これを何らかの意味において干渉するとか、或いは抑圧

するとかの意図の下に行われたとすれば、これは好ましくない措置であると思ひます。ただ具体的事実が文部省にわかつておりません。

○荒木正三郎君 これはかなりの反響を呼んでおる問題であります。山口大学の柴田書簡としてかなり反響を呼んでおる問題でございます。文部省が全然御存じないというところは私には持つて来ておりませんが、これは近く文相にもお見せしたいというふうに考へております。この内容をみると明らかに思想調査を目的として行われてゐることは明らかであります。従つてこの問題については早急に調査をせられまして、文部省の見解を当委員会におきまして、この思想調査は単に山口大学に行われてゐるだけではないに、私はそのほかにも若干開いておるのであります。この問題は、このまま放置いたしますと、思想の自由、良心の自由ということに大きな制圧が加えられておる、こういう危険なものであると考へますので、文部省としては十分善処して頂きたいということを、まあ要望もいたしておきます。それから文部大臣はこの教育のいろ／＼な政策について抱負を持っておられるのでございまして、これらの教育政策を実現してその効果を上げるためには、私は少くとも教育に當つてゐる教職員に十分な理解を得て御協力を得るということが必要なことであると思ひます。先般教職員組合の人々が文部大臣に面会を求めて、文部省で座り込みをやつた、こういう問題がござ

いました。文部大臣室がそのために塞がれたというような事件もございまして、その問題に関連して、文相はかなり教組の態度を非難せられるような発言をせられておると聞いておりますが、併し、私はもつと根本的に、本当に教育の効果を上げて行く、こういうためには、胸襟を開いて教職員の人人と話し合ひをする必要がある。文相は進んで面会を求めてでもやつていい問題ではないかと思ひます。で、それをなか／＼面会を求めてもお会いにならない、こういう態度が私にはよく了解できないのでございまして。私はこの間の事情については、詳細は知らないの

でございまして、なぜ文相が教職員組合のかた／＼の面会に対してこれを拒絶すると、こういう態度をおとりになるか、そういう点についてこの際伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(大達茂雄君) この問題はなか／＼世間で話題を賑わしたと申しますが、まあ、いろ／＼人によつて批判がある問題でございまして。あらかじめ申し上げておきたいのでございまして、私は日教組の幹部と申しますか、執行に當つておられる諸君に対して偏つた先入感をもつてこれに接しておるという気持は毛頭ないのでございまして。さればといつて、この日教組の行き方といふものに対して無関心であるといふことではないのであります。これは五十万教職員、我が国の最も重要な教育の面を担當しておられる教職員諸君の動向を察する一つの重要なものとして関心は特に払つておるのであります。ただ申上げるように何らの偏見或いは先入感をもつてこれに臨んでおる、そういう気持はないのであります。そこで先達つての問題であります

が、これはまあ細かいことを申上げる必要はないかと思ひます。私は実際を申し上げますと面会を謝絶したことはないのであります。こちらから面会に應ずるといふことを申入れる都度、日教組側においてむしろこれを何と言ひますか、拒絶せられております。そうしてああいうことになつたのであります。初めから私は面会をしないとか、面会を拒絶するといふ態度を続けて来たわけではないのであります。○荒木正三郎君 この問題につきましても私は若干事情を知つておる一人でありまして、細かい問題をここで論議しようとは思ひません。併し、根本には文相としては教育に従事してゐる人々と胸襟を開いて話をしよう、特に教職員組合は多数の意見が集約された結論といふものを持つております。従つて、これは他のほかの機関よりも多くの人たちの意見といふものが結集されておると、こういう意見

を十分に聞く、或いはこういう人たちに文部大臣の文教政策といふものを話し、そうしてお互いに協力し合ひ、こういうふうな考え方といふものを文相としてはとつて行きたいと考へておられるのか、そういう必要はないと考へておられるのか、その根本的な態度を私は伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣(大達茂雄君) 私は無論日教組の諸君に対して今後十分話を聞き又こちらから言うことがあればそれをも話をします。そういう意味において面会を避けるという気持はありません。

○荒木正三郎君 この間の話を聞きますと、代表五人で十分間会見すると、こう言うのです。私はそういうことで

は本當にそういう気持があるとは思ひません。併しこの点は、若し教職員と十分話し合ひをしてその協力を得て行こうと、こういう態度を肯定するならば、今後私はそういう考へで善処して頂きたいというふうに考へておるわけでございます。

それから文部大臣は、文教政策の中で教職員の生活安定の問題については触れておられないのでございまして、これは当然のこととしてお述べにならなかつたのじやないかと私も考へておるわけでございます。現在教職員の生活安定といふことは、これは教育の復興に重大な関係があるといふことは私が申すまでもないと思ひます。併しこの生活安定の問題に関連して多くの問題を持つております。で、そういう問題についても若干伺ひたいと思ひますが、それに関連する問題の一つといたしまして、政令百六号の問題がございまして。これは昭和二十八年六月十五日に公布されたものでございまして、極く最近に公布されたものであります。が、極く最近に公布されたものであります。が、この政令は、私は立法府の意思といふものを無視して出しておるというふうにとらえております。これに對しまして私は文部大臣の見解をお聞きしたいと思ひます。そのために若干、なぜそれでは立法府の、立法府と申しますか、国会の意思を蹂躪しておるかといふことについて、若干申し上げますが、この義務教育費国庫負担法は、昨年の国会において成立をみたものでございまして、これは大臣も御承知の通りであります。この第二条に基いてこのたび政府は政令を出したになつたのでございまして、この政令の問題につきましては、この法案が審議されたとき

きに、最も重要な問題として論議されておるところであります。その結果衆議院においても参議院においても、その法律に附帯した決議が可決されておるのであります。その決議の内容は、国庫負担額の最高限度を政令で定める場合には、その限度の基礎は原案の趣旨を尊重し、各都道府県のその年度の実績を下らないようにする、こういうことであります。これは衆議院の決議であります。参議院も大体変らないのであります。が、教職員給与費の最高限度を政令で定める場合、その限度の基礎は、少くとも各都道府県の従来の実績を下らないように定める。ですから今度政令が適用される範圍は六都道府県であると同つてあります。或いは七都道府県になるかも知れませんが、その場合には、衆参両院の決議は現在支給してゐるものよりは下廻らないようにすると、こういう決議を明確にいたしておるのであります。ところが、今度出された政令の内容を見ますと、現在支給してゐるものよりも下廻るような数字といふものが出ておるわけなんです。こういうことから考へますと、政令百六号は国会の意思を無視して公布されたものであるといふふうに私は考へますが、文部大臣はこの点についてどういふ判断をしておられるか、大臣の所見を伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(大達茂雄君) 国庫負担法の趣旨に基きまして、大部分の府県につきましては、法律に掲げてあります通り実際の支出額の二分之一を支出する、この原則は維持して行くものであります。ただ少数の府県であります。が、府県が第一の前提として、

いわゆる富裕県は一応の枠を定めまして、そうしてそのうちで特に他の府県と比べて非常に教職員に対する給与が高いところがございます。善くも高いところがあるもので、それには大体国立学校の教職員の実際と、そして実際の学級数に合うような定員というものを規定しました。そうしてそれに一定の昇給率というものを見込みまして、それを一応富裕県については、何と言いますか、天井を張つたような基準にしたわけでございます。それを富裕県でありまして、必ずしもその頭がそこにつかえない、それ以内の給与をしておるところがございます。それは無論実際支出額の二分の一という原則によつて国庫で負担するわけでありまして、そのうちに一応の基準というものを超えて給与を払うところがあります。その超えた部分については二分の一の負担をしない、無論超えて支給してはならないという趣旨では無論ありません。ただ超える部分については国庫の二分の一負担ということをしないうことと定めました。その趣旨は、ゆる政令の趣旨でありまして、私どももいたしましては、法律の規定の趣旨に反するものではない、さように考えておるのでございます。この教職員の給与につきましては、それ／＼の府県においてこれは勿論まち／＼であります。平衡交付金の中において一応基準として考えられておる数字がありますけれども、これは無論各府県における実際とマッチしておるものではなく、そこで国で二分の一の負担をいたすということが、負担の本になる趣旨というものはこれは各府県でまち／＼に行われておるのであります。いわば

国は府県で給与するそのまゝあとへ付いて歩いて、高くても安くても半分ずつ負担をして行く、こういうことになつておりますので、特殊のこれも割合に貧弱な府県が特に教育のために重点を置いて、そして又僻地の地方であつて、安い給料では適当な教員が得ない、こういうような事情から相当高い給与を支出しておる県も絶無ではないけれども、これは富裕県でないものでありますから、それに対してはやはり実際支出額の二分の一を負担する、この原則を堅持しておるのであります。ただ富裕県でありまして、その割合に財政上の余裕もあつて、そうして他の府県と比べて著しく高い給与が支払われております。さやうな県について二分の一の支出を或る限度で打切る、こういうのが政令の趣旨でありまして、法律の規定は、但しというのでありますから、いづれ支出の二分の一というものを飽くまでも貫くというわけでもない、特別の事情があればその最高額を定めることができる、こういうふうになつておりますので、その但書に基いてこの政令を出しまして、この但書の範囲で規定し得る事柄である、かやうに考えた次第であります。

○荒木正三郎君 私のお尋ねしておるのはさういう意味でないわけなんです。勿論この法律の趣旨とするところは、半額を負担するところにあるわけでありまして。但し特別な場合には最高限度をきめることができるというふうな但書があるわけなんです。さういふから法的に言へば、この但書に基いて最高限度をきめるということ私は違法であるとか、さういうことを言つておるのではない。この最高限度をきめる場合に、国会の附帯決議を配

をきめる場合に、国会の附帯決議を配せられたかどうかということなんです。附帯決議はその最高限度をどうしてもきめなければならぬ場合には、その実績を下廻らないようにしてもいい、さういふようなのが国会の意思なんです。ところが今度の政令はそれが配慮されてないわけですね。下廻つておるわけなんです。そこで私は文部大臣に衆参両院のこの問題に対する附帯決議について政令を公布する際考慮せられたかどうか、さういふ点をお聞きしておる。

○国務大臣(大達茂雄君) 田中局長から……

○荒木正三郎君 ちよつと待つて下さい、ちよつと。これは文部大臣に御答へ願ひたい。これは私は文部大臣は細かいことはいいと思う、先ほど随分細かい話があつたが、さういふ細かい話はいいので、さういふ附帯決議があるかないのか、御存じなかつたか知れませんが、一般の意思というものを配慮せられたかどうかという簡単なことですからね、お答え願ひたい。

○国務大臣(大達茂雄君) 私は院、いわゆる附帯決議というものを無視したという、さういふ気持はありません。ただ従来の実績等につきまして、数字のわからない点がありますから、その点の一つ田中局長から……

○荒木正三郎君 私は数字の問題を言つておるのではないのです。実績より下廻らないようにしようと考えられたのかどうかという問題なんです。○国務大臣(大達茂雄君) 実績を下廻らないようにということで政令をきめたつもりであります。ただ従来の……

政令には数字が書いてある、いわゆる最高額というものが、それが実績を下廻つておるかおらんかというその実際の点ですね、その点について局長から一つ……

○政府委員(田中義男君) 提案者の一人といたしましていろいろいきさつ等、私から御説明いたしたいと思つてございまして。

先ほどおつしやいましたように、確かに昨年附帯決議がございまして、その中に最高限を定める場合には原案の趣旨を酌んで実績を下廻らないようにというところでございまして。それで今お話になりましたように、特別な事情が何であるかということが第一に問題でございまして、併しその特別な事情とは、提案理由の説明にもございまして、給与の各府県の実態を考慮し、なお又各府県の財政事情等をも考慮をいたしまして、さうして各府県間の給与の著しいアンバランスも現実にもございまして、なお又財政状態におきましては好条件の所とさうでない所もございまして。それらの事情を勘案して、国が負担をするというその負担公正の見地からいたしまして、この際最高限を定めることが適当であらうというところに相成りました。そこでその最高限をそれではどこにおくかという問題でございまして。

○荒木正三郎君 私の質問に答えてもらいたしたいと思います。政令できめた最高限度は実績より下廻つておるのか、実績と同じなのか、それだけで結構です。

○政府委員(田中義男君) これからすぐ申し上げます。そこでこの最高限をどこに

定めるといふことでございまして、その最高限はお話のように原案の趣旨をも酌んでという、その当時の原案は何であつたかと申しますと、大体各府県それ／＼の平均単価をとり、さうして平均人数をとりまして、さうしてそれを一つの実績としてこれを堅持しようとしたのが当時の原案であつたことは御承知の通りでございまして。そこで今回のこの最高限をとりましたその標準は、国立学校の十一月における現在の人員並びに給与等の単価を以ていたします。場合には、六都府県を除きました。その他の府県につきましては、これは決して最高限を割つておるものではない、さういふ関係もあり、なお、又全国的な総額から申しまして、あの政令で定めました最高限によれば、決して下廻つておるわけじゃない、さういふことで、人員におきましても、又金額におきましても上廻つておる線なのでございまして、従つてあの最高限によつては附帯決議の精神にも必ずしも反するものではない、かやうな解釈をいたしておるのであります。

○荒木正三郎君 どうもおかしいと思ふのですが、数字が出てくるのですから、かつ明確にやつてもらひたい。ここで附帯決議をやらさないようにしてもらひたい、最高限度を政令で定める場合は、その都道府県の実績を、下廻らないように定めること、さうある、私はその通り読んでいるので、例へば東京都において最高限度をきめる場合は従来の実績です、それは幾らか私は知りませんが、東京が、一万五千円ベースであれば、それを下廻らないように政令で定めるといふのがこれが院の附帯決議の意思です。そこ

で今度きめられた政令は、私は明らかに下廻つておると思う。それはここにあなたから提出された書類にちゃんと書いてあります。この政令によつて六都道府県だけでも十五億四金余つて来る。この政令を出さなければ十五億四金余計を出さなければならぬ、これはちゃんとあなたのほうから出された資料で数字が出ています。そうすれば今度の政令の最高限度をきめた数字は、明らかにその都道府県の実績を考慮しておらない、実績より下のものではないですか。そうすれば私はさつき文部大臣にこの附帯決議を考慮せられたのかどうか、こういう質問に対して、文部大臣は十分考慮した、この決議に副うようにしたと、こういう答弁をなされておられますが、これは私は間違ひであると思う。従つて文部大臣に私は御説明を願ひたいと思ひます。【○政府委員(田中義男)】 なお附加えて御説明申し上げますが、お話のように、文字通りの全都道府県についての最高限度を定めると同時に、同時に、従来の実績を下廻らんとすることは是非常にそこには只今としては矛盾を感じるわけでございまして、お話のようなことなら政令も作るということが実にはなくなる、こういうことなのでございまして。それで私が先ほど申しましたのは、当時原案の趣旨を酌んで、こゝろおつしやいましたので、確かにそういう意思も私もは相当持つて、そしてこの最高限度を定める場合に相当苦心をいたしまして策定したものでございまして、従つて大体あの原案の趣旨には合致するものと、こゝろ考へて参つたのでございまして。

○荒木正三郎君 私は法案の趣旨の問題について聞いてゐるわけではない。趣旨の問題からいつても議論はありまされども、それはあとに譲ります。が、附帯決議の趣旨に副つていないのじやないか、こういう質問であります。それから今局長が答弁せられたのは私は了解に苦しむのです。従来の実績を下廻らないようにするんだつたら政令を作る必要はない、そんなことはありませぬ。或る特別な府県がどん／＼給与の改善をやつて行く、将来もどれまで上るかからんという段階においては、従来の実績でびしやつと規制することはできません。必要はありませぬ。むしろ本来の趣旨はそういう点にあるんです。だから附帯決議で述べてゐるのは、従来の実績は認めようじやないか、そして政令を出さうじやないかというのがこれはみんなの意見であつたわけでありまして。それでなければこの附帯決議は削除される運命に私はあつたと思ひます。従つて政令を定める場合には、この両院の意思というものは十分に尊重されて然るべきではないか、又教員の待遇を少しでも改善しようという場合には、何も高きを下げる必要は私はないと思ふ。そういう意味からも、これはこの政令の問題については私としては撤回をしてもらいたい。そのことが教育界にとつて仕合せであるというふうに考へております。そこでこれは最近非常に各都道府県からいへ／＼陳情のある問題であります。私も連日この問題について陳情を受けております。従つてこの際は両院の決議の趣旨を尊重して、政令を出すならば少くともこの実績を下廻らない数字を出す。それがで

きなればこの際政令を撤回してもらいたい、こういう私は考へ方でありまして。この点について文部大臣のお考えを伺つておきたいと思ひます。【○国務大臣(大橋茂雄)】 決して附帯決議について今更かれこれ言つてもいいのではないのでありますが、ただ先ほど申し上げましたように、実質的に非常に開きがありまして、それは国で基準を示しておるわけでもない。一例を挙げますと、鳥取県のような所では、実は若し富裕県であれば鳥取県はやはりあの枠に引つかかることに入るのであります。ただ非常に県の財政が比較的に余裕があるために、教員の給与が他と比べて著しく高い、こういう所につきましましては、それを無理のない基準で一応頭を抑えるということ、これは条理上然るべきことである、決して無理ではないというふうには私に考へておるのであります。これを府県がまちまちに給与される、それを一々その給与の妥当性と言ひますか、決して不合理とは言へませんけれども、他の府県と並べて見て非常に違つておるものを、国が何も基準なしに二分の一を負担して行くというところは、どうも実質的に見て不均衡な点がありはしないか、成るほど附帯決議の文字通りの解釈に従えばその点疑問があるかと思ひます。あるかと思ひますけれども、私はこれが必ずしも附帯決議の趣旨まで没却して、これを擲つたものであるとまでは考へておらないのであります。併しなおこれにつきましては十分この上考究したいと思ひますけれども、今のところこれを撤回するといふつもりはありません。実は本年度の提出してあります五百四十億の予算

というものは、いわゆるこの政令を実は前提としておるのであります。従つて今直ちにこれを撤回すること、これは本席ではつきり申上げることではできないのであります。【○荒木正三郎君】 昨日理事会でかなり質問時間をお互いに制限する話もありましたので、ほかの人に譲らなければなりませんので、簡単にとめておきますが、いづれこの問題は半額国庫負担法に關する特例措置の法律がありましますから、そのときに私は十分意見を述べたいと思ひますが、そのほかにも今や三本建、二本建の問題、これも給与の問題としては重要な問題でございまして。私は三本建、二本建という抽象的な言葉はどうも突はよくわからないので、併し今の新学制を実施して行く場合に教職員の給与をきめるとき、どうしても守つて行かなければならぬ原則として私はまあ次のような問題を考へて参らなければならぬと思ふのであります。それは新制中学ができましたと、現在の高等學校からと現在の小学校から教員を動員してそれを埋めたのであります。従つて新制中学には資格の面から申しますと、高等學校の教員の資格を持つておる者が現在相当数おるわけでありまして、で、そういう人たちに對する待遇の問題でございまして、私は同一の學歷を持つて、同一の勤続年数を持つておる者に対しては同一の待遇をすべきじやないか、こういう見解を持つておる、これに對して文部大臣は違つた見解を持つておられるかどうか聞きたいのですが、例えば東京大學を卒業して、或る者は高等學校に勤めておる、或る者

は中學校に勤めておる、同期の卒業であつて、同年数勤めておる、こういう場合に、待遇に差をつけたらうが正しいと考へておられるのか、そういう場合には同一の待遇を与えたほうがいいと考へておられるのか、この点を私は伺つておきたい。なぜかという、これは新学制の実施の上において大きな影響のある問題であります。恐らく待遇に差をつけた場合、新制中学が輕視せられておるといふことは私は當然の結果として起ると思ふ。そういう意味においてこの問題は重要な影響を与えると思ひますので、同一學歷、同一勤続年数の者に対しては、高等學校とか、中學校とかいう學校種別による待遇差をつけたほうがいいのか、つけなはいほうがいいのか、大臣の所見を私は伺つておきたいと思ひます。【○国務大臣(大橋茂雄)】 まあ中學校と高等學校に限定して申しますと、その教職員の待遇を同じ基礎に立たせるといふのが現行の給与規定である。これを變えたほうがいいのかどうか、變えるべきであるかどうか、これについては御承知の通りいへ／＼議論があります。又何と申しますか、中學校と高等學校との教育内容等から見ても、これを變へなければならぬという考へ方も相當あるわけでありまして。実はこれにつきましては、文部省といたしましてはまだ結論に達してゐないのであります。従つて只今仰せになりました、例えば同一の學歷を持つて、同じ勤続年数勤めて来たというふうな中學校の先生と高等學校の先生との間に、原則的にその給与の上に差別をしないというのが現状でありまして、これを差別するといふところはまだ結論が達しておらんの

であります。但しこれは世間でも問題でありますし、又いろいろ研究しなければならぬ点があるかと思ひます。併しながら又一面実情から見まして、多少補正といひますか、多少のそこは実情に合わせる意味で妥当な改正を加えたらどうか、こういういわば、これは根本的な解決は別にしての暫定的の問題でありますが、そういう点につきましては文部省としては一定の考えを持つておるのであります。実情に合わせる、これは実際と妥協するのであります。併しこれは御承知の通り、給手に関しましては人事院の勧告を待つて初めて政府としてはその勧告を基礎として政府の態度をきめるのでありますから、今ここでそれをどういふふうにして行くかといふことは、文部省としては或る考えを持つておりますけれども、今ここで申上げる段階ではありませんから、それは具体的には申上げられません。ただ私が今考えておりますのはさういふ考え方であり、又実情はさういふところにあるわけであり、又相馬助治君 実荒木委員の発言に對して、道徳教育の問題、それから義務教育費の国庫負担に關しての問題等が順に出ておまして、それらに對して項目別に連關した質問をして一つ一つ片付けるほうがいいかなと思つたのですが、荒木委員から逐次問題が出て来てしまつたこの段階に來まして、私は道徳問題、義務教育費国庫負担問題に關して意見がありますけれども、只今の文相の発言は極めて重大であり、且つ一般の教育界といふ世間が注目しておられますので、もう一度繰返してお尋ねをして御所見を確かめておきたいと思ひます。

只今の文相の御見解は、結論的に申しまして敬意を表するに値すると存じます。かような批判がましいことを申しては誠に恐縮ですが、三本建の問題については、本年の一月文部省は或る見解を人事院に示しておるはずであります。人事院總裁に我々が尋ねた場合にこの問題は教職員に關連を持つ問題であるから、文部省の見解も参酌しなければ最終決定はできないと、長きに亘つて言ひ續けて來た問題であります。それで文部省としてはいろいろな経緯を経て、研究をした結果、且つ又、政府与党であります自由党の政調会等の意見等も参酌して或る種の見解に達しておると、かように私は私どもは情報として聞かされて承知しておるのではありません。ところが今文相の御発言は、現実の解決しなければならぬ問題について解決をして行くことをしておき、いわゆる三本建では最終的な結論を得ていない、かように申されたのであります。それが事實であるとするならば非常に結構なことと存するのであります。具体的に申しますと、今日全国高等学校教職員組合が三本建なるものを主張しておりますことについて、日教組を中心として根強い反響があります。全高教の職員がこの主張をする理論的根拠も全然ないといふことを言つてきつめるのは、これは當を失つております。理由はあると思ふのです。その一つは例の恩給の加算率の問題が、現行法によりますと高等学校教職員にとつては不合理であり、非常に損の行くようにできておるのでございます。それから又現在の高等学校の教職員の学歴上から見、それから勤続年数から見ても構成からして、或る種

の教員が俸給が陥没しておる、いわば同一の狀態の中学校に勤めておるよりも、むしろ高いのでなくて低いのであるといふような特殊事情もあるやに我々聞いておるのであります。この二つの前提が若しも解決されないならば、三本建を主張するとする全高教の主張といふものも一応耳をかきなければならぬ議論だと我々は承知しております。併し基本的なことを考へてみて、今さうな一、二の欠陥に原因を發して三本建を強行するならば、全日本の体系的な教育を破ること甚しいものがあつて、將來非常に禍根を残すものであると我々考えざるが故に、いわゆる三本建には私は強硬に反對し續けて今日に至つておるのであります。具体的に今文相の言つたことをかように了解してよろしいのかどうか、念を押しておきたいのであります。即ち、政府が自發的に恩給法を改正し、且つ又現行給手法によつて高等学校の一部陥没しておると云へられた教職員の給手の不合理を是正し、このことのみ努力して、いわゆる三本建給手といふものについて、將來反對して行く意思である、かように了解してよろしいかどうか、文相のおつしやつたことが、やや抽象的でありまして、私は具体的に以上のことを申上げて、私の認識に誤りがあるかどうか、これをお尋ねしておきたい、かように存じます。

○國務大臣(大藏省) 現在の給手の規定におきまして、実情に合わない点があります。これは理窟といふよりも、実情に合ふだけのことはしなればならぬ、少くとも現在同じような高等学校の教員と中等学校の教員とは、高等学校のほうでむしろいゝわゆる陥没といひますか、そういう現象があるものであります。これをすぐ一挙に元へ戻すことができるのは存じませんが、少くともそういうことが、將來そういう現象が出ないやうに実情に合ふことは勿論必要だと思ひます。先ほど私が申上げましたのは、その以外の点につきましても、現在の実際の実情といふものに成るべく合ふやうにして行きたい、根本的に中学校の先生と高等学校の教員との給手体系が全く別個な観点から立つておるとしてこれは三本建といふ意味の、純粋な意味の三本建であります。これも先ほど申上げましたやうにいろいろ議論がありますが、私は竊聞で知らないのでありますが、開くところによるといふと、世界各國にわゆる三本建によらざるものはないといふやうな話も聞くのであります。これは併しなかく今この問題に根本的な解決を与えようと思つておる、たかなか困難であると思つておる、ただ今申上げますやうに、三本建ということになるかどうか知りませんが、実情に合ふやうにだけしたい、こういう考へ方でありまして、その結果多少中等学校の教職員の給手の規定と高等学校の教職員の給手の規定に違ひが出て来るかも知れない、これを三本建と言へば、さういふものは三本建であるとも言へるかも知れない、具体的な内容は只今申上げましたやうにこれは人事院の勧告に基いて政府は取上げて行く筋合いのものでありますから、これに於いては政府の意見としてどういふふうを考へておるといふことを申上げる段階ではないのであります。先ほど申上げますやうに、文部省としてはその意味に

おいて或る案に到達して、そうしてそれを人事院のほうに文部省の意見として申上げておる、いわば人事院が給手について政府に勧告するその参考意見といひますか、文部省としてはどういふふうを考へておる、こういうことを実は申入れておるのであります。さういふ御承知願ひします。

○相馬助治君 もう一度繰返して文相に尋ねたいのですが、その前に事務当局に念を押しておきたいと思ひます。田中局長にお尋ねします。従来いわゆる三本建について文部省としての態度を審議し、或る種の決定をした事實があるかどうか、あるとすればそれはいつ頃で、どのような結論であるか、これが私の質問の第一。

第二は極く最近に至つて、人事院に文部省が或る種の見解をこの三本建について申入れた事實があるかどうか、この二点を伺いたいと思ひます。なおこの質問は私は無準備でわからないので尋ねるのではなくて、私は私なりの資料を持つての上で念のためにお尋ねするのでありますから、局長においてもその点をしからずとめて御返答を給わりたい、余りその場限りの御返答の場合には、再質問をすることを附加してお尋ねしておきます。

○政府委員(田中義男君) この給手準則の問題として文部省としては、人事院と特に折衝を直接持ちますのは、国立学校関係が主となります。関係から初等中等学校に及ぼしては、直接の折衝に當つておりませんのでございまして、その關係で私細かい点について一々責任を持つてお答えするほど存じておらないのでございまして、私の承知いたしておりますところは、文部省として

うことは当を得た措置ではないと思ひます。少くとも同一学歴の場合はイギリスにおいてもアメリカにおいても私は差等をつけておられない。ただイギリスやアメリカにおいては学歴において違いがある。そうすれば当然それは差が出て来るのは当然なんです。従つて、日本の現在の免許法から言へば直ちに適用できない性質のものであるということだけはお考え願ひたいと思ひます。まあこの問題についてはなお機会があるかと思ひますが、私は要望しておきたいと思ひますが、これは恐らくこの問題がどういふ結論が出るかによつては中学校と高等学校との教員交流はできなくなるのです。そういう事態が起る。又現在中学校に勤めておる高等学校の有資格者ですね。こういう人たちが高等学校に歸るためにいろいろ問題が起つて来る。そこからいへば新制中学の質的低下、教職員の質の低下というふうな問題も起つて参りまして、相当考慮しなければならぬ重要な問題であるというふうに考へておられます。そういう点から十分慎重にお考えを願ひたいと思ひます。聞くところによると、これは単なる私の誤解かも知れません。ただ或る政策的な考へから日教組対全高教ですか、こういうふうな問題が介入してこれを不明朗にしておられるというふうなことも若干聞きます。併し、これは私の杞憂であるかも知れません。少くともこの問題についてはそういう現象的な問題にこだわることなく、これは虚心坦懐にやつて頂きたいというのをまあ要望して私は一応これで質問を打ち切ります。

○深川タマエ君 大臣はまだ御就任後日が浅うございますので何かとお仕事

の上で御不便も少くならうかと存じますけれども、それにいたしまして開闢以来と言われるほど今日の日本の道義の頹廢いたしておられますときに文相をお引受けになられましたので、やはり御抱負も大変おありだと心強く存じております。御承知の通り今日非常に性道徳が頹廢しております。殊に青少年において憂うべきものがござりますけれども、やはりその原因は私、闇の女のあの御流行と申しますか、あれに一つ大きな原因があるだろうと思ひまして、ここ数年以来吉田総理には毎年お願いしておりますけれども、いつにならなくてもこの問題が片がつきません。失礼ですが、どうやら自由党内閣の性格であるのではないかと、思ひやうになつておられますけれども、(笑聲) 新しく御就任になりました大臣は、やはり變つた御見解をお持ちだろうかと思ひますので、この問題をどういふふうにして解決されるお考えか、お尋ねします。

○國務大臣(大達茂雄君) これは只今お話のありました通り、非常な現在我が国の社会情勢のうちで最も関心を持たなければならぬ問題の一つであると思つております。これは戦後社会的にも又思想的にも非常な混乱があるというところにも原因がありましよう。又いわゆる進駐軍、よその国の軍隊が多数日本に駐留しておられるというふうな関係もあらうと思ひます。これはなかなか一朝一夕に、どうすればそれが根絶する、世の中がきれいになるというように、むずかしく、言うことができない、非常にむずかしい問題であると思ひます。無論文部省といたしましては、社会教育面におきましても重大

な関心を払わざるを得ないわけでありますが、少くとも学校教育の面におきまして、今後性道徳の面につきましても十分な関心を持つて生徒児童のそういうことに対する自覚と申しますか、いいことと悪いことの区別をはつきり分明することのできるような方法を講じて参りたいと思ひます。近頃ではどうも戦後の義務教育におきまして、先生と生徒が非常に親しみ深くなつておられるというところは、これは一つのいい面であらうと思ひますが、同時に又非常に押れます関係でありますか、先生に対する尊敬、或いは信頼の考へ方、こういうことは或いは旧式かもしれませんが、そういう点ではまだ少し何と言いますか、だらしないというか、規律がなさ過ぎるというふうにも私は思ひやうであります。こういう点も徒らに旧式の、三尺下つて師の影を踏まんとか、そういう形式的なことではなしに、生徒児童と教員との関係がもう少し教育的に規律が保たれるようにして行きたい、これがなければ先生が子供を教へることができないのであります。或いは先生も人間でありますから、その完全無欠な人ばかりじゃない、少くとも生徒に接する場合にはその教員たる職責と申しますか、使命を自覚して、やはり身を慎しみ、行動を慎しみ、そして生徒児童の信頼と尊敬を集め得るようなことにしてみたい。まあその点から申しますと、これは決して皮肉ではないのであります。今日の学校の先生は必ずしも行儀がよくない。まあ戦争中のことを引合いに出すわけではございませんが、私は行儀がよくないと思つておるのであります。もう少し先生自身が自分の身を慎しみ、少くとも教壇に立つて生徒に対する場合は、立派な態度をとつて行くようにして欲しい。随分修学旅行その他におきまして、どうもだらしないとか放縱であるというふうな非難がときどき世間でもあるのであります。この点はこれは急には参らんかと思ひますけれども、先生方のこの点についての自覚反省を促して、もう少し規律のある行動をとつてもらふようにしたい。こういうことがやはりその子供が大きなうたて社会に立つていいことと思ひやうなことになると思ひやうであります。努力をして行きたいと思ひます。先生方の指導助言についてもぜひ努力して行きたい、こういうふうに考へておりました。

○深川タマエ君 これほど重大なる問題をお尋ねいたしますのに、あらかじめ質問の要旨をお附けいたして御用意をして頂かなかつたことは私の落度であつたと思ひます。(いや落度でない)と呼ぶ者あり)又質問のいたし方も、私はこれは質問の言葉が足りなかつたと思ひますので、お答えが主に学校の生徒と先生というふうなところと比重を置いてお答え下さつたようでありまして、私が主に聞きたいと心の中で思つておりましたのは、いわゆる社会教育の問題で、闇の女の対策であつたのであります。私たちが聞くところによりますと、あの連中は生活のためによくに言つておりましたけれども、よく調査いたしますと、七割までがどうもそうじゃないということを聞かされるに及びまして、ますますやはり先生の仕

事の領域のようにならうのであります。やはり生活のためでもございまして、未亡人が子育てをいたしながら、その子育てのためにあつたことをいひたしておる、政治の貧困に原因があるのもございまして、そのうちやないといひたしますと考へ直さなくちやいけません。そこでいろいろ対策はございまして、併しこれは一番大きなのは失業救済の方法が足りない、淫売を失業対策の、何というのですか、一つに救へて行われている政治の仕方が實際において行われているというところは、これは改めてもらわなくちやいけません。まあ一つ私は民主主義の行過ぎではないかと思ひやうであります。というのは、ああいう行為に對してしても、現場を押えなければやはり警察のほうでも手が届かないらしい、刑事訴訟法の欠点と申しますか、若しそういうところの原因がありといたしますならば、大臣は閣議でいろいろ大臣が十分御協議されまして、まあ内閣の責任におきまして、もう五年間も内閣をとつていらつしやるのですから、もうここらあたりで内閣の責任においてこれくらいの問題を根本的に解釈して後ほど又大臣がよくお考え下さいまして、御答弁下さるのを待つことにいたします。今日はこの程度にとどめてほかの問題に移らしてまいりたいと思ひます。

○相馬助治君 それに関連してそのことについて伺ひたい。私もその具体的なか売春婦の問題について聞こうとしたんじやないのですが、いわゆる文相の教育方針の表明に對して、特にこの道徳教育を強調したということについて

のだというお言葉でございましたが、これはまあ大人の人に対してなら、これでもいいでしょうけれども、初等教育に当る学校の先生が、それでは一体德育して行くのに何によつて德育なさるか、学校の先生のいわゆる良識に任せ切りのものではどうか。関連をしておるのですが、この頃学校の教育は、何と言いますか、教育委員とかPTAとか、或いは学校の先生の自由な考えだけによつて各府県で別々に教育の基礎が定められて実際の教育が行われてゐるのでしょうか。

○国務大臣(大藏省) 私は只今申し上げたのは、新時代における道徳の中心が何であるかということから関連して申し上げたのでありまして、学校における道徳教育、殊に義務教育の学校における道徳教育を、今申述べたような意味で何も示さないのだというふうに申し上げたつもりではないわけでありまして、学校におきましては、勿論極く小さい子供、これがだん／＼大きくなつて、その段階々々で知能が発達して参るのでありますから、これはどういふふうな方法、どういふやり方で子供に道徳教育をしたほうが一番効果的であり、効果が挙がるか、いわば教育の方法の問題であります。まあ常識的に考えましても、極く小さい低学年の児童に対しては、先ほど申し上げましたように、実際の実践の面において、いい習慣をつける、いわゆる躾と申しますか、そういう実行面においてこれはいいことと悪いことを自然に体得させる、だん／＼知能が発達して参りますれば、その発育の段階において知識として道徳的な知識を注入して行く、更に進んで高等学校も上の

ほうになりますれば、進んで倫理學であるとか、或いは哲學であるとか、そういうところまで進んで行くことが必要であるかも知れません。これは現に教育課程審議会というものがあつて、それらの具体的なやり方につきまして、近いうちに答申が出るはずになつておられます。そういう答申等にも基きまして、学校教育の面において道徳教育が浸透をいたしますようにいたしたいと、かように考えております。

○深川タマエ君 この問題をもう一つで締め括りたいといふと存じますが、成るほど大臣のおつしやる通り、小さい時には直接知識の注入という方法をとらないで、実践の面で習慣、いわゆる躾を通して実践して行く、だん／＼知識の発達するに従つて知識として注入する、大学にでも行つたら倫理學とか哲學、そういうものでだん／＼教へ込むというんですから、それはそれでよろしいんです。幼い時に躾によつて実践で導くというところは私も賛成でございます。更に大学へ進みましたときに倫理學とか哲學とかいふもので導くことも、これも私は賛成です。ただその二つの真中のところで、ここらでは躾だけでは役に立たないし、かといつて余りむづかしい教育もできないので、このところがややかされておつたんですけれども、やはり幾らか知識の方面から德育をして行かなければならぬと、その知識の拠り所がはつきりいたしません。それに対して今文相は近いうちに教育課程審議会の答申を待つて、それを参考にして押出すとのことでありますから、それが出ましても、それに基いて大臣がどういふふう

を押出しておいでになりますか、それを拝見いたしまして更に又質疑をいたしたいと存じます。これはこのままにいたして、その次に變つた質問に移らしてもらひます。

学校の教育者が、殊に初等教育の教育者が教室という職場においてどういふ教育をしておるかというの、一体誰が監督をしていらつしやるのか、校長さん、教育委員及びPTAはそれぞれこれに對しましてどの程度の役割を持つておるのかということが一つと、もう一つは、二十七年度におきまして好ましくない教育をしていたという事で何か能免にでもなつたような教育者があるのかないのか、それだけちよつと。

○政府委員(田中義男君) 私からお答え申し上げますが、小学校の先生について直接これを指導する責任を持ちますのは、御承知のように第一次には学校長でございます。身分その他の関係でこの身分を預つておられますのは御承知のようにそれ／＼の教育委員会でございます。それでまあPTAの立場でございますけれども、これは学校の教育がうまく参りますように、学校とそうして家庭との間の結び付く団体なのでございまして、先生がたの身分等について関与するものではないと存するのでございまして。それから二十七年に処罰を受けたような先生がたが何人あるかというお話でございますが、これは只今実はその統計を持合せしております。或いは又地方から一々そういう場合に報告をするようにも実はなつておりませんので、只今すぐには資料を以つてお答えはいたしかねるのでございますが、若し御必要がございすれば更に時をかせて頂き

まして、調製いたしたいと存じます。○深川タマエ君 じゃ今の問題は時間が後になつてもよろしいと存じますから、実情をお調べ下さいませ。

その次は日本の初等教育はやはり義務教育の年限に示されておりますように、九年間で大体間に合うということになつてゐるのであると存じますが、それならばその次の高等学校はやはり上の学校へ行く人の準備ばかりでなく、やはり職業教育の学校がもつと殖えなくちや今日の国民生活の実情に副わないのではないかと存じます。それについてどういふふうにお考えになるかということが一つと、それから又似通つておりますのもう一つ申しますのが、女子の高等学校の教育でございますが、私の頃二人の姫を預つていてひどくびびりたつたのです。何でも上の学校へ行くクラスにおつたようです。が、簡単な洋服も縫えない、御飯も炊けない、又折角上の学校に女の子をやりまして、大学を出てから花嫁学校に行かなければ實際間に合はんのじやないか。余り行き過ぎだと思つたので、やはり簡単でもいいから、高等学校になりまして、女子にもたとへ上の学校に行く子供にも少々ご飯を炊けたり簡単な着物を縫える教育を施すのが、今日の国民生活の実状に副うのじやないかと思つたのでございまして、これに對してどういふお考えをお持ちですか。

○政府委員(田中義男君) 私からお答え申し上げます。高等学校のあり方についてのお話でございますが、建前からいたしますれば、決して大学の準備学校でも何でもございまして、高等学校自体が普通教育を受けるための学校としてこれは完成教育になつてゐるの

でございます。ただ實際問題として次の大学に進むものも相当ございまして、勢い大学入学を目標に教育を進めて行くということも相当ございまして、その点の調整が私どもも常に心を砕いてゐるのでございまして。特にそれによりまして職業科或いは実業教育関係の科目等の充実については、相当これは従来非常に弱い点とされておりましたが、その改善充実を図りまして、そして高校を終えまして、実社会に出で役立つようなものになければならぬ、こういうふうにお考えをしまして、特に最近産業教育等においてもその振興法ができました、その充実を期してゐるようなわけでございまして、さうな方面に向つて将来なお努力を續けて行きたいと考へてゐる次第でございます。

それから女子高校の生徒が一向女でありながら女としての特別なたしなみもないで、学校を出て行くのは面白くないというお話でございます。これは確かに各方面から非常に強い要望と又批判もあるものでございまして、具体的には家庭科の問題、それを必修にすべきではないかというような声が非常に強いのでございまして。この問題については、只今教育課程審議会において高等学校の教育課程全般について根本的な検討を加えておるのでございまして。只今私が聞いておりますところでは、可なり相当にウエイトを女子については家庭科についておしたいという傾向に向つております。

○相馬治君 議事進行について。文相の基本的なお考えについてのいろいろの質問はあるかと存じますが、義務教育費の問題については関係法が出て

おりまし、又教科書等についても関係法案が出ておりますので、これに連関してお尋ねする機会があり得る。従いまして今日の委員会は、この辺を以て散会せられんことの動議を提出いたします。

○委員長(川村松助君) 只今の相馬君の動議に御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり。

○委員長(川村松助君) 御異議がなければ本日はこれを以て散会いたします。

午後三時五十六分散会

七月三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

- 一、危険校舎改築促進臨時措置法案
- 一、公立学校施設費国庫負担法案

危険校舎改築促進臨時措置法案
危険校舎改築促進臨時措置法
(目的)

第一条 この法律は、地方財政及び公立の義務教育諸学校の危険校舎の現状にかんがみ、当該危険校舎の改築を促進するため、当該改築に要する経費について、臨時に、特に国が補助を行うこととし、もつて義務教育の円滑な実施を確保することを目的とする。

(国の補助)

第二条 国は、公立の義務教育諸学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校並びに盲学校及びろう学校の小学部及び中学部をいう。)の校舎で、その構造上危険な状態にあるもの(以下「危険校舎」という。)の改築を行おうと

する地方公共団体に対し、その経費の一部を補助することができる。

3 校舎の危険度その他前項の規定により国が補助を行うことができる危険校舎の範囲の決定について必要な事項は、政令で定める。

(補助率)

第三条 前条の規定により国が行う補助は、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、危険校舎の改築に要する経費の三分の一以内とする。

(補助の申請)

第四条 地方公共団体は、当該地方公共団体が改築しようとする危険校舎の改築に要する経費について国の補助を受けようとする場合において、文部省令で定めるところにより、文部大臣に補助金の交付申請書を提出しなければならぬ。

(補助金の交付の取消、停止等)

第五条 文部大臣は、地方公共団体に対して補助金を交付する場合において、左の各号の一に該当する事由があるときは、当該地方公共団体に対して、補助金の全部若しくは一部の交付を取り消し、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

一 正当な理由がなく、危険校舎の改築の全部又は一部を行わないこととなつたとき。
二 補助金を補助の目的以外に使用したとき。
三 前各号の外、文部大臣の指示に違反したと認められるとき。

2 前項の規定により文部大臣が補助金の交付の取消若しくは停止又は交付した補助金の返還を命じようとする場合においては、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会に対し、釈明のため意見を述べ、及び当該地方公共団体のため有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

(指示監督)

第六条 文部大臣は、補助金の交付の目的を最もよく達成するため、必要があると認めるときは、その目的を達成するのに必要な限度において、補助金の交付を受ける地方公共団体に対して、危険校舎の改築について必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又は部下の職員をして当該補助に係る危険校舎を実地検査させることができる。(政令への委任)

(指示監督)

第七条 この法律に定めるものの外、この法律の施行に必要なる事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

公立学校施設費国庫負担法案
公立学校施設費国庫負担法
(目的)

第一条 この法律は、公立学校の施設の整備を促進するため、公立学校の施設の災害復旧及び戦災復旧並びに義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の建設に要する経費について、国の負担する割合等を定め、もつて学校教育の円滑な実施を確保することを目的とする。

(用語の意義)
第二条 この法律において「公立学校」とは、公立の学校で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定するものをいう。

2 この法律において「災害」とは、暴風、こう水、高潮、地震、大火その他の異常な現象により生ずる災害をいう。

(国庫負担率)

第三条 左の各号に掲げる事業に要する経費について国が負担する割合は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 公立学校の施設の災害復旧
- 二 公立学校の施設の戦災復旧
- 三 義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の建設

2 前項各号の施設の範囲は、政令で定める。

(事業に要する経費の種目)
第四条 公立学校の施設の災害復旧又は戦災復旧に要する経費の種目は、当該災害復旧又は戦災復旧の本工事費及び附帯工事費の合計額(以下本条中「工事費」という。)並びに事務費とする。

2 義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の建設に要する経費の種目は、左に掲げる事業の工事費及び事務費とする。但し、買収その他これに準ずる方法による校舎又は寄宿舎の取得の場合にあつては、当該校舎又は寄宿舎の買収費及び事務費とする。
一 義務教育年限の延長によつて

必要となつた公立の中学校、盲学校及びろう学校の校舎(盲学校及びろう学校にあつては、寄宿舎を含む。以下本条において同じ。)(の建築(買収その他これに準ずる方法によるこれらの取得を含む。以下本条及び次条において同じ。))

二 義務教育年限の延長によつて増加する児童及び生徒を収容するため、公立の中学校、盲学校及びろう学校の校舎に転用された他の公立の小学校の校舎で、同一の設置者(都の特別区は、これを合して一の設置者とみなす。)(の設置に係るものの建築

3 前二項に規定する事務費の工事費(買収その他これに準ずる方法による校舎又は寄宿舎の取得の場合にあつては、買収費)に対する割合は、政令で定める。

(事業に要する経費の算定基準)
第五条 公立学校の施設の災害復旧又は戦災復旧に要する経費は、政令で定める基準により、当該公立学校の施設を原形に復旧する(原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすること及び原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適当である場合において当該施設に代わるべき必要な施設をすることを含む。)(ものとして算定するものとする。

2 義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の建設に要する経費は、中学校、盲学校、及びろう学校の校舎又は寄宿舎について、政令で定める児童及び生徒一人当

りの坪数及び一坪当りの建築単価を基準として算定するものとする。

(事業費の決定)

第六条 公立学校の施設の災害復旧若しくは戦災復旧又は義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の建設(以下「災害復旧事業等」という。)に要する経費(以下「事業費」という。)の額は、前条に規定する基準に従い、地方公共団体の提出する資料、実地調査の結果等を勘案して文部大臣が決定するものとする。

(災害復旧事業等の成功認定)

第七条 国の負担金の交付を受けた地方公共団体が負担金に係る災害復旧事業等を実施したときは、遅滞なく、その事業費を精算して、文部大臣の成功認定を受けなければならない。

(負担金の還付)

第八条 国の負担金の交付を受ける地方公共団体が負担金に係る災害復旧事業等を実施せず、又は負担金をその目的に反して使用したときは、文部大臣は、負担金のうちその施行しない災害復旧事業等に係る部分を交付せず、若しくは返還させ、又は交付の目的に反して使用した部分の負担金を返還させることができる。この場合において、文部大臣は、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会に対し、釈明のため意見を述べ、及び当該地方公共団体のための有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。

2 前項の規定により負担金の返還

を命ぜられた地方公共団体は、その返還を命ぜられた金額を、遅滞なく、国に返還しなければならない。

3 文部大臣は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会をして、当該都道府県の区域内に存する市(特別区を含む。以下第十条及び第十一條において同じ。)町村(市町村の組合を含む。以下第十條及び第十一條において同じ。)に対して第一項に規定する文部大臣の権限を行わせることができる。

(剰余金の処分)

第九条 地方公共団体は、国の負担金の交付を受けた災害復旧事業等の事業費に剰余を生じたときは、遅滞なく、当該剰余金を第三條第一項の規定による国の負担率を乗じた額を国に返還しなければならない。

(都道府県の教育委員会の事務)

第十条 国が市町村に対して交付する災害復旧事業等の事業費の負担金の額の算定、還付及び災害復旧事業等の成功認定に関する事務は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が行う。

2 国は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が前項の規定による事務を行うために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

(監督)

第十一條 文部大臣は、災害復旧事業等の施行に関し、この法律により国の負担金の交付を受ける地方公共団体に對して、当該災害復旧

事業等を適正に実施させるため必要の限度において、実地検査を行い、報告を求め、又は事業の施行に關し必要な指示をすることができ、

(適用除外)

第十二條 この法律の規定は、左に掲げる公立学校の施設の災害復旧については適用しない。

一 災害による被害が大破(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一號)第二條第五号に規定する建築物の主要構造部が破損した場合をいう。)の程度に達しないもの

二 明らかに設計の不備又は工事施行の粗雑に基因して生じたもの

三 著しく維持管理の義務を怠つたことに基因して生じたものと

(政令への委任)

第十三條 この法律に定めるものの外、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

七月四日本委員会に左の事件を付託された。

一、義務教育費国庫負担額確保に関する諸願(第一二二三号)

一、公立学校施設整備に関する諸願(第一二四五号)

一、小学校習字教育実施に関する諸願(第一二六五号)

一、理科教育振興に関する諸願(第一三五四号)(第一五〇七号)

一、旧海軍工士より養成所卒業生の文部省資格認定に関する諸願(第一四〇一号)

一、危険校舎改築費国庫補助増額等に関する諸願(第一四六四号)(第一四六五号)

一、奨学金単価引上げ等に関する諸願(第一四六六号)

一、公立学校施設戦災復旧費国庫負担に関する諸願(第一八六号)

一、公立学校特別給費復旧費国庫補助増額に関する諸願(第一九二二号)

一、兵庫県に第十回国民体育大会招致の陳情(第一九三三号)

一、危険校舎改築費国庫補助増額等に関する陳情(第一九七号)

一、文化財保護費増額に関する陳情(第二〇八号)

第一二二三号 昭和二十八年六月十九日受理

義務教育費国庫負担額確保に関する諸願

請願者 東京都中野区向台町二五中野区教育委員会

内 川本達人

紹介議員 八木 秀次君

義務教育費国庫負担法に基き、本年度より交付される職員給与費の半額に対し、最近東京都外府県にはその負担額の最高限度を定め、これを制限する意図があるよしであるが、東京都義務教育の実情は、戦災による校舎の復旧は、いまだ四割にも達せず、二部授業の

児童生徒数は二十万を数え、さらに自然増加の児童生徒の数は年々六万を越え、これに伴う教員数二千人を要し、他府県に比し、いかに著しく悪化状況にあるから、本都に對する義務教育費負担額は従来通り支出の半額を交付せられたとの諸願。

第一二四五号 昭和二十八年六月十九日受理

公立学校施設整備に関する諸願

請願者 山形県北村山郡瀬岡町

長 伊藤芳夫外九名

紹介議員 海野 三朗君

山形県北村山郡における公立学校のうち五十年以上の経過年数を有し、使用禁止や使用制限の行政処分を受けたものと同程度の危険な校舎が小学校において四千二百坪に達しており、積雪地帯の当地方において絶対に不可欠である屋内運動場は、中学校二十五校中未設置のもの十一校もあり、大部分の学校は特別教室はもと論議員室も準備室もまた宿直室もない現状であるが、現在の地方財政のわくでは到底これらの整備は不可能であるから、(一)危険校舎改築のため国庫補助の予算を確保すること、(二)屋内運動場建設のため国庫負担の予算を増額し、それを立法化する、(三)未完成中学校校舎の急速なる整備のため国庫負担の予算を確保し、それを立法化すること等の措置を講ぜられたいとの諸願。

第一二六五号 昭和二十八年六月二十日受理

小学校習字教育実施に関する諸願

請願者 広島県安芸郡熊野町

三、五四六 城本勝司

外十八名

紹介議員 小林 政夫君

一

第七部 文部委員会會議録第五号

昭和二十八年七月九日【參議院】

一

小学校第四学年以上に国語科の一部としての毛筆習字を実施してない学校がまだ相当数あるようであるが、このことは教育勅諭も修身科も廃止されている現下において国語科としてもまた人間養成上大切な一教科を軽視することとなり、一方洋画、音楽等の尊重されているのに比し児童に及ぼす影響は甚だことに憂慮されるものがあるから、すみやかに低学年より習字教育を実施するよう措置を講ぜられたいとの請願。

第一三五四号 昭和二十八年六月二十二日受理

理科教育振興に関する請願
請願者 熊本県玉名郡玉名町玉名高等学校内 山田直記

産業教育を徹底し、わが国の産業の興隆をはかるためには、その基幹をなす理科教育を徹底させることが不可欠のことであるが、理科教育施設はまことに貧弱なものであり、従つて理科教育はその本質から逸脱していわゆる白墨と黒板の教育に限られ、生徒は理科に対して興味を持つに到らずただ皮相の感覚のみを追い、担当教員の苦心も努力もまったく水泡に帰している実情にあるから、理科教育振興のため措置を講ぜられたいとの請願。

第二五〇七号 昭和二十八年六月二十五日受理

理科教育振興に関する請願
請願者 東京都足立区千住旭町四〇 山崎治憲

紹介議員 岡田 宗司君

理科教育振興に不動の根拠を賦与し理

科教育に対する国民の関心を誘起高揚して世論を喚起し、国民に洋々たる希望を将来に懸けさせ、産業振興の意欲を高め、国民それぞれに処を得させることは喫緊の急務であるから、理科教育振興法を制定し強力なる施策を樹立の上実施せられたいとの請願。

第一四〇一号 昭和二十八年六月十三日受理

旧海軍工しより養成所卒業生の文部省資格認定に関する請願
請願者 広島県呉市本通四ノ四 大谷正義外二十一

紹介議員 山下 義信君

旧海軍工しより工員養成所卒業生は、全国に十万人を数えているが、これら卒業生は三年または五年の間学術ならびに技術の修得に励んだにもかかわらず、文部省の資格認定なきため何等の学歴なき者として放任されており、復員局では応急的措置として資格証明書を復員局名によつて発行し、これによりある者は旧制中学校卒業業者あるいは新制高等学校卒業業者と同等に待遇の改善をみたが、ほとんどの人は未だに高等小学校卒業業者としての待遇にあり、このまま放任するならば本卒業生の前途は暗黒たるものがあるから、(一)見習科卒業生に対しては旧制甲種工業学校と同等に認定すること、(二)補修科、専修科、高等科卒業生に対しては、新制高等学校卒業業者と同等に認定すること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一四六四号 昭和二十八年六月十四日受理

危険校舎改築費国庫補助増額等に関する請願

請願者 埼玉県北埼玉郡加須町長 関口茂忠外六名

紹介議員 石川 榮一君

埼玉県加須町小学校は、専門家が調査した結果、危険校舎の極印をおおせ一割も放置することのできない状態にあるが六・三制の実施により過度の財政負担に圧迫されている本町財政では到底これをなすに足らない実情にあるから、本校舎改築のため三分の一以上の国庫補助を講ずるとともに補助対象となる校舎は年齢制限を設けないこととし改築費地元負担は百パーセントの起債を認めること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一四六五号 昭和二十八年六月十四日受理

危険校舎改築費国庫補助増額等に関する請願

請願者 埼玉県大里郡三尻村長 細見大輔外四名

紹介議員 石川 榮一君

埼玉県三尻村小学校は、現在三むねの校舎からなっているが、その中大正十三年に建築したのが既に老朽のため傾斜し、かつ雨ももたはなはだしく存続困難となつていゝ上、熊谷陸軍飛行学校の設置および終戦後の開拓団入植により児童数が急増して新たに校舎増設を必要とする実情にあるが、新制中学校校舎の建築および二年間にわたる伝染病の多発さらに今年の大凍害等のため校舎の増設はおろか改修さえできない状況にあるから大幅の国庫補助ならびに起債許可の措置等を講ぜられたいとの請願。

第一四六六号 昭和二十八年六月十四日受理

危険校舎改築費国庫補助増額等に関する請願

奨学金単価引上げ等に関する請願
請願者 名古屋市中区鶴舞町一名古屋大学医学部内奨学生委員会内 久野寧外四百名

紹介議員 長谷部ひろ君

多くの学生は学業と生活の間に板ばさみになつてあえぎ続けており、現在アルバイトをしている者および希望している者の数は全学生の約七、八割に達している実情であるから、(一)奨学金を現在の大学二千四百円を四千二百円に引き上げること、(二)大学院生特別奨学金も一般奨学生と同率に引き上げること、(三)奨学生の採用わくの拡大を図り成績等による停止をしないこと、(四)四月分育英資金は四月上旬に交付すること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一八六号 昭和二十八年六月二十二日受理

公立学校施設戦災復旧費国庫負担に関する陳情
陳情者 神奈川県横浜市議会議員 長 嶋村力

昭和二十四年度までは六・三制整備とは別わくをもつて考慮された戦災義務教育施設の復旧が、二十四年度補正予算からブル計算とされたため特別の措置がとられず、ために当初において二十五年末までに八割復旧の計画がたてられたにもかかわらず現在にいたるもその復旧の半ばにも達しない実情であり、横浜市においては人口の急増も加わり二部、三部授業およびその他不正常授業となつて、教育推進の上にゆゆしい問題となつていゝから、政府においては本市はじめ諸都市の実情検討の上、すみやかに「公立学校施設戦災復旧費

国庫負担法」を制定するとともに、その予算措置を講ぜられたいとの陳情。
第一九二号 昭和二十八年六月二十三日受理

公立学校特別鉅費復旧費国庫補助増額に関する陳情(十八通)
陳情者 福岡県遠賀郡中間町長 森文生外百十五名

公立学校特別鉅費復旧費は、昭和二十八年度予算として一千五百万円に圧縮されていたのであつたが議会の解散により暫定予算としてさらにその約四分の一の僅少額に引き下げられたため、昨年度からの継続事業も圧縮または中止の外なく、今年度から復旧しようとして準備計画を推進してきたものも全滅の悲運に逢うことになり、加えて特別鉅費復旧年限延長等の問題も起つていゝように聞くが、学校校舎の復旧は農地、土木、一般家屋等と異り多数の児童を集団的に収容する人命保護の特殊の事情であるから、公立学校特別鉅費復旧費を昭和二十八年度予算において四千万円以上に計上せられたいとの陳情。

第一九三三号 昭和二十八年六月二十三日受理

兵庫県に第十回国民体育大会招致の陳情
陳情者 兵庫県知事 岸田幸雄

国民体育大会の開催地はスポーツの民主化のため全国各地の開催が妥当であるとの客観情勢によつて第五回国民体育大会(昭和二十五年)の兵庫県開催は県民の熱烈な要望にもかかわらず遂に達成されなかつたのであるが、一応地域別による開催地も一巡したのであるから、第十回国民体育大会(昭和三十年)はぜひ兵庫県において開催せられたいとの陳情。

第一九七号 昭和二十八年六月二十四日受理

危険校舎改築費国庫補助増額等に関する陳情

陳情者 埼玉県南埼玉郡越ヶ谷町 長 大塚伴鹿

埼玉県越ヶ谷町における危険校舎は、中学校百六十九坪、小学校八十三坪あり、建築基準法により使用禁止や使用制限の行政処分を受けたものではないが、暴風雨等突発の衝撃に対し危険性が大きく一刻も放置することできない状態にあり、六・三制の実施により過度の財政負担に圧迫されている本町財政では到底これを解決しえないから、本校舎改築のため、大幅の国庫補助ならびに地元負担の全額起債許可等の措置を講ぜられたいとの陳情。

第二〇八号 昭和二十八年六月二十五日受理

文化財保護費増額に関する陳情

陳情者 京都府議会議長 北村平三郎

国宝および重要文化財を多数擁する近畿地方においては、国費を加えて相当多額の地方費を投じてこれが維持保存に努力してきたのであるが、保護事業の現状は、一部の修復に止まり幾多の貴重なる文化財が放置のまま年々破損腐朽しつつあるとき、国においてはこの現状を見つつ本年の如きは新規事業費の計上はほとんどなく、維持管理費については全然計上されないのは国家百年のためゆえしき大問題であるから、政府は文化財保護の抜本的年次計画を樹てこれに要する必要経費を必ず計上せられたいとの陳情。

七月八日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、国立学校設置法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は六月十三日）
- 一、大日本育英会法の一部を改正する法律案（予備審査のための付託は六月十六日）

昭和二十八年八月三日印刷

昭和二十八年八月四日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局